



岐阜県孤立地域対策指針

令和8年3月

岐阜県

目次

はじめに	1
I 孤立地域について	2
1 孤立等の定義	3
2 県内の孤立予想地域の状況	4
II 孤立地域発生に備えた事前対策	6
1 県が行う事前対策	7
(1) 孤立予想地域台帳の整備【危機管理部】	7
(2) 孤立地域発生時の関係機関連絡先等の確認【危機管理部】	7
(3) 孤立地域発生時の資機材支援等【危機管理部】	8
(4) ライフライン保全対策事業の実施【危機管理部】	8
2 市町村が行う事前対策	9
(1) 孤立地域発生時の連絡体制等の確認	9
(2) 救助救急体制の確認	10
(3) 孤立状態発生に備えた地域づくり	10
3 地域（自治会等）が行う事前対策	12
(1) 孤立時の連絡体制の確認	12
(2) 救助救急体制の確認	13
(3) 孤立に備えた地域づくり	13
III 孤立地域が発生した場合の 応急対策	15
1 県が行う応急対策	17
(1) 孤立状態の確認【危機管理部】	17
(2) 傷病者等の救出救助等の実施【危機管理部、健康福祉部】	18
(3) 道路啓開等の実施【危機管理部・県土整備部・農政部・林政部】	18
(4) 生活物資等の搬送【危機管理部・商工労働部】	19
(5) ライフラインの確保要請【危機管理部】	19
(6) 地域外への広域住民避難【危機管理部】	19
(7) 市町村との定期的な連絡【危機管理部】	19
2 市町村が行う応急対策	20
(1) 孤立状態の確認	20
(2) 地域代表者との通信連絡	20
(3) 傷病者等の救出救助の実施	21
(4) 県（支部）への状況報告	21
(5) 道路啓開等の実施	22
(6) 生活物資等の搬送	22
(7) ライフラインの確保要請及び復旧	22
(8) 二次災害予防対策の実施	23
(9) 地域外への広域住民避難	23

(10) 県、地域との定期的な連絡.....	23
3 地域（自治会等）が行う応急対策.....	24
(1) 住民の安否確認、避難誘導.....	24
(2) 傷病者等の救助・応急手当、救助要請.....	24
(3) 被害情報の把握、市町村への報告.....	25
(4) 生活物資等の確保、要請、調達.....	25
(5) ライフラインの確保要請.....	26
(6) 地域外への広域住民避難.....	26
(7) 市町村との定期的な連絡.....	26

(様式第1号) 孤立予想地域台帳

(様式第2号) 孤立地域状況連絡票

孤立対策指針

はじめに

岐阜県では、令和2年7月豪雨の際に孤立地域が多数発生したように、災害時に孤立するおそれがある地域が中山間地を中心に多数存在している。

また、豪雨以外にも、南海トラフの巨大地震や活断層を震源とする内陸型地震など孤立地域の発生原因となる自然災害の発生が予想されている。

このため、災害による道路等の途絶などにより孤立するおそれのある地域については、連絡体制の確立や備蓄の推進など、孤立状態発生に備えた事前対策を平時から行うとともに、災害時に孤立状態が発生した場合には、早期の状況把握や状況に応じて道路啓開の実施、住民の地域外への避難・搬送等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

以上を踏まえ、県では災害による孤立地域発生に備えた事前対策と孤立地域発生時の応急対策を計画的かつ迅速に実施するための指針を策定する。

そして、県、市町村、地域（自治会等）等の各主体が当該指針に基づき、一体となった取り組みを推進することにより、孤立するおそれのある地域の防災体制の強化・充実を図るものである。

I 孤立地域について

1 孤立等の定義

この指針において、「孤立」等の定義は下記のとおりとする。

①孤立の定義

次のいずれかに該当する状態を「孤立」とする。

ア 中山間地域において、道路交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き可能かどうかを目安）が、以下の要因等により、人の移動・物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- ・地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷

イ 中山間地域において、道路への積雪又は雪崩により、道路交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

②孤立予想地域

次のいずれかに該当する地域を「孤立予想地域」とする。

ア 地域への全てのアクセス道路（四輪自動車で行きできる道路）が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）又は山地災害危険地区に隣接している地域

イ 地域へのアクセス道路（四輪自動車で行きできる道路）が「雪崩危険箇所」に隣接している地域

ウ 過去に孤立した実績がある等、市町村長が地域特性を勘案して将来的に孤立のおそれがあると判断する地域

（注意）

本指針における対策は、基本的には上記②「孤立予想地域」を対象としているが、「孤立予想地域」に該当しない地域であっても、災害発生等により、上記①の「孤立」の定義に該当する状況となった場合は、孤立状態であるとみなし、本指針に準じた応急対策を取るものとする。「孤立予想地域」に該当しないが、孤立状態であるとみなされる事例としては、次のような事例が考えられる。（例：「地域へのアクセス道路が上記②に記載の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、雪崩危険箇所等に隣接していないが、災害等により不通となり、地域から外部へ車で移動できない状態となった」など）。

ただし、本指針における対象地域は中山間地域を基本に考えるため、洪水による平野部での孤立は対象としない。

2 県内の孤立予想地域の状況

県では災害発生時に備え、孤立が予想される地域について市町村に対し平成22年度より毎年調査を行い、人口、世帯数、通信手段等の各種配備状況等について台帳として整備している。

<県内の孤立予想地域の状況（令和8年1月1日調査時点）>

（詳細は孤立予想地域台帳に記載）

① 県内における孤立予想地域数：636地域（28市町村）

② 市町村別孤立予想地域数

地域	市町村名	孤立予想地域数	
岐阜 (63)	各務原市	2	
	本巣市	32	
	山県市	29	
西濃 (47)	大垣市	5	
	垂井町	1	
	関ヶ原町	2	
	揖斐川町	39	
中濃 (251)	美濃加茂市	19	
	可児市	2	
	富加町	1	
	川辺町	5	
	七宗町	18	
	八百津町	8	
	白川町	69	
	東白川村	6	
	御嵩町	1	
	関市	86	
	美濃市	10	
	郡上市	26	
	東濃 (102)	多治見市	4
		瑞浪市	7
土岐市		17	
中津川市		32	
恵那市		42	
飛騨 (173)	高山市	85	
	飛騨市	46	
	白川村	2	
	下呂市	40	
合計		636	

③地域ごとの孤立対策状況

項目	対応済地域数	対応済地域数の割合
避難施設有り	510	80.2%
非常電源の確保有り	67	10.5%
飲料水の備蓄有り	184	28.9%
食料（主食）の備蓄有り	251	39.5%
医薬品等の備蓄有り	78	12.3%
毛布の備蓄有り	158	24.8%
携帯電話以外の情報通信手段有り	509	80.0%
衛星携帯電話有り	10	1.6%
消防団無線有り	208	32.7%
防災行政無線有り	407	64.0%
ヘリコプターの駐機スペース有り	145	22.8%
避難計画（もしくはマニュアル）有り	71	11.2%
消防団有り	612	96.2%
自主防災組織有り	582	91.5%

Ⅱ 孤立地域発生に備えた事前対策

1 県が行う事前対策

(1) 孤立予想地域台帳の整備【危機管理部】

地域における情報通信手段、備蓄、迂回路等の状況など地域に関する基本情報は、災害で地域が孤立した場合の対策を行うにあたって、重要な情報となる。このため、県は毎年度、市町村を通して調査を行い、孤立が予想される地域毎に、地域に関する基本情報を「孤立予想地域台帳」として整備する。

また、台帳整備後、当該市町村と台帳を共有するとともに、地域、避難施設、ヘリコプターの駐機スペースの位置情報については、岐阜県統合型GISに登録する。

①台帳に記載する基本情報（孤立予想地域台帳（様式第1号））

- ・地域の位置情報（緯度・経度）
- ・地域の人口、人口構成、避難行動要支援者数
- ・地域の連絡責任者、連絡先
- ・電話不通時の連絡手段
- ・避難施設
- ・自家発電機等非常用電源の有無
- ・ヘリコプターの駐機スペース、航空燃料備蓄設備（備蓄量）
- ・飲料水、食料（主食）の備蓄量
- ・生活用品等の備蓄量（医薬品、毛布、投光器、テント、防水シート、組立・簡易トイレ、浄水装置）
- ・情報通信手段の有無（衛星携帯電話、孤立防災用無線電話、簡易無線機、消防団無線、防災行政無線、アマチュア無線等）
- ・携帯電話の通信可能エリア内か
- ・救助資機材の備蓄量（バール、ジャッキ、可搬ウィンチ・チェーンブロック、斧・なた、のこぎり、チェンソー・エンジンカッター等）
- ・水道の状況（水道水か井戸水か）
- ・消防団、自主防災組織の有無
- ・アクセス道路、迂回路の詳細

(2) 孤立地域発生時の関係機関連絡先等の確認【危機管理部】

孤立地域が発生した場合には、地元市町村のほか、地元消防署、ライフライン関係機関、自衛隊などとの間で、必要な情報を確実に連絡できることが重要である。このため、平時から関係機関連絡先を確認し、連絡先リストを作成する必要がある。

○連絡先リストの作成

- ・行政機関（国関係機関（地方整備局、气象台等）、県事務所、警察、市町村）
- ・消防機関（消防本部）
- ・ライフライン関係（電力会社、ガス会社、電話会社、水道）
- ・自衛隊
- ・道路管理者（国、県、市町村）

(3) 孤立地域発生時の資機材支援等【危機管理部】

孤立地域対策のため、孤立地域発生時に市町村へ貸出を行う資機材を配備するとともに、孤立地域へ提供するための資機材の備蓄を行う。

○貸出用資機材

資材名	数量
救急医療セット	20セット
非常用浄水器及びフィルタ（飲料水確保用）	30台
避難・救護用テント	10張
災害用入浴システム	2セット
物資運搬用ローラコンベア	10個
ローラコンベア用スタンド	20個

○備蓄資機材（令和6年度購入）

下記の資機材を孤立予想地域を有する28市町村分(各市町村1セット)用意

品目	数量
長期保存食セット（3日分/人 5年保存）	20人分
災害用浄水器	1台
組立式簡易トイレ	5組
発電機	1台
投光器	2基

(4) ライフライン保全対策事業の実施【危機管理部】

孤立予想地域や重要施設への送電路を優先に、強風や大雪による倒木で停電を引き起こす恐れのある立木の事前伐採を支援する。

【参考】事業実績

	年度	市町村数	箇所数	伐採面積
第1期	H27~29	4	33	29.23ha
第2期	R1	6	29	7.01ha
	R2	11	49	23.43ha
	R3	13	36	21.16ha
第3期	R4	14	19	14.74ha
	R5	12	16	10.90ha
	R6	10	14	5.04ha
計		70	196	111.51ha

2 市町村が行う事前対策

(1) 孤立地域発生時の連絡体制等の確認

孤立地域が発生した場合には、県、警察、自治会、地元消防署・消防団、ライフライン関係機関などとの間で、必要な情報を確実に連絡できることが重要である。このため、平時から関係機関連絡先を確認し、連絡先リスト作成や伝達項目を整理しておく必要がある。

①連絡先リストの作成

- ・行政機関（国関係機関（地方整備局、気象台等）、県庁、県事務所、警察、市町村支所）
- ・孤立地域発生時の連絡窓口となる地域代表者（自治会長等）の連絡先
- ・消防機関（消防本部、消防団）
- ・ライフライン関係（電力会社、ガス会社、電話会社、水道）
- ・道路管理者（国、県）

② 伝達項目の整理（様式第2号（孤立地域状況連絡票）の項目。地域と共有しておくこと）

- ・孤立地域の位置（座標、図面等の任意様式可）
- ・孤立状態の発生原因
- ・地域との連絡手段
- ・住民の安否情報
- ・傷病者数とその状態
- ・要救助者数
- ・住居等の被害状況（物的被害）
- ・住民避難の状況
- ・避難行動要支援者の状況
- ・ライフライン（電気、ガス、水道（水道水又は井戸水）、電話）の状況
- ・道路名及び復旧目途
- ・自家発電機等非常用電源の有無
- ・水、食料、生活物資の状況
- ・緊急必要物資の要請の有無
- ・外部への交通手段（徒歩による通行の可否等）
- ・主な対応状況（物資搬入、衛星電話の貸与、スターリンクの設置等）
- ・二次被害のおそれ

③多様な通信手段の確認・整備

孤立時に固定電話や携帯電話が繋がらない場合を想定し、無線通信など地域内で活用できる通信手段として、どのようなものがあるか確認し、電話不通時の連絡手段を決めておく。また、必要があれば新規に整備する。（例：消防団無線、アマチュア無線、地域内事業所等の設置無線、衛星携帯電話、防災行政無線、コミュニティFM、ケーブルテレビ等）

（２）救助救急体制の確認

孤立地域発生時に、地域内で負傷者や急病者が発生した場合、救急車による病院への搬送など早急な対応は不可能となる。よって、救急車による搬送が出来ない場合の対応について、地域（自治会等）とともに、あらかじめ検討し、決定しておくことが必要である。

①地域内の医師、看護師等の有資格者を把握

（医師、看護師、准看護師、保健師、栄養士、介護士、介護ヘルパー等）

②住民自らが行える応急措置を確認

地域に医師等がない場合でも、住民だけで対応できる応急措置（心肺蘇生、止血等）を確認し、定期的に研修する。

③ヘリコプターの着陸可能場所の調査・整備

緊急に病院への搬送が必要な場合は、ヘリコプターによる搬送が必要となることから、地域内にヘリコプターが着陸可能な場所を調査・把握しておく。また、着陸可能な場所が無い場合は必要に応じてヘリコプターの臨時離着陸場整備等を行う。

④医薬品の備蓄・供給体制の整備

特に高齢者の多い地域などでは、長期間孤立状態が続いた場合、日常的に服用している医薬品の不足が懸念されることから、災害時に必要となる医薬品をあらかじめリストアップし、備蓄・供給体制について整備する。

⑤避難行動要支援者の把握

地域内の高齢者等避難行動要支援者を把握し、地域及び避難支援等関係者とともに要支援者の避難等に係る個別避難計画及び地区防災計画を定める。

（３）孤立状態発生に備えた地域づくり

様々な災害を想定し地域において予防対策を進めていても、災害発生時に地域の孤立を完全に防ぐことは困難である。そのため、地域が数日間孤立した場合でも、住民が地域内で生活を送ることができるよう日頃から啓発や準備をしておくことが必要である。

①飲料水、食料、生活用品等の備蓄

地域が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、個人での備蓄（１週間分程度）を呼びかけるほか（自助）、市町村による地域を単位とした備蓄を充実させていく。

②救助資機材の備蓄

孤立した際に住民自らが機材を活用し、救助活動等が行えるよう、必要な救助資機材（バール、チェーンソー等）を整備・備蓄する。

③避難施設の指定

住宅の被害のおそれがある場合など、避難が必要となる場合に備え、地域全員が避難できる施設をあらかじめ決めておく。

④自家発電機等非常用電源の整備

災害発生時に地域内が停電する場合に備え、自家発電機等、非常用電源（特に通信手段用）を確保しておく。

⑤アクセス道路、迂回路の状況

地域へのアクセス道路を全て確認するとともに、車両は通行できなくても、人が通行できるような小規模な道路も確認しておく。また、主要なアクセス道路が被災した場合の迂回路（農道、林道含む）を確認しておく。

⑥携帯電話不感地帯の確認

地域内で携帯電話の通じにくい場所を確認し、住民に周知しておく。

⑦地域内の危険箇所の確認

土砂災害危険区域など地域内や周辺の危険箇所を確認するとともに、危険箇所を住民に周知しておく。

⑧孤立を想定した訓練の実施

孤立地域発生時に、住民の安否確認や負傷者等の救助、住民避難など応急対策が迅速に行えるよう、孤立を想定した訓練を計画的に実施する。地域単独での訓練が難しい場合は、複数地域の合同訓練などの実施に配慮する。

⑨道路啓開等における地元建設業者等との連携

孤立地域発生時に、市町村管理道路の道路啓開等を迅速に実行することができるように、事前に地元建設業協会等と災害時の応援協定の締結を推進するなど、地元建設業者等との連携に努める。

⑩消防団や自主防災組織との連携

地域の消防団や自主防災組織は地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たしており、地域が孤立状態となった際も、重要な役割を果たすことが期待されるため、地域内外の消防団員の状況、消防団が保有する通信機器や防災資機材、近隣の自主防災組織の活動状況等を把握し、消防団や自主防災組織との協力関係等について、確認しておく。

3 地域（自治会等）が行う事前対策

（1）孤立時の連絡体制の確認

孤立した場合には、市町村、警察、地元消防署・消防団などとの間で、必要な情報を確実に連絡できることが重要である。このため、自治会等を中心に、平時から関係機関連絡先を確認し、連絡先リスト作成や伝達項目を整理しておく必要がある。

①連絡先リストの作成

- ・行政機関（市町村、警察）
- ・消防機関（消防本部、消防団）

②伝達項目の整理（様式第2号（孤立地域状況連絡票）の項目。市町村と共有しておくこと）

- ・孤立地域の位置（座標、図面等の任意様式可）
- ・孤立状態の発生原因
- ・地域との連絡手段
- ・住民の安否情報
- ・傷病者数とその状態
- ・要救助者数
- ・住居等の被害状況（物的被害）
- ・住民避難の状況
- ・避難行動要支援者の状況
- ・ライフライン（電気、ガス、水道（水道水又は井戸水）、電話）の状況
- ・道路名及び復旧目途
- ・自家発電機等非常用電源の有無
- ・水、食料、生活物資の状況
- ・緊急必要物資の要請の有無
- ・外部への交通手段（徒歩による通行の可否等）
- ・主な対応状況（物資搬入、衛星電話の貸与、スターリンクの設置等）
- ・二次被害のおそれ

③市町村との連絡窓口となる地域代表者の決定

- ・孤立時に市町村との連絡窓口となる地域代表者（自治会長等）をあらかじめ決定しておき、市町村と共有しておく。

④安否情報の収集方法の決定

- ・安否確認ルート of 決定
（例：住民→班長→地域代表者）
- ・確認方法
（例：個別訪問又は電話）

⑤多様な通信手段の確認

孤立時に固定電話や携帯電話が繋がらない場合を想定し、無線通信など地域内で活用できる通信手段として、どのようなものがあるか確認し、電話不通時の連絡手段を市町村とともに決めておく。（例：消防団無線、アマチュア無線、地域

内事業所等の設置無線、衛星携帯電話、防災行政無線、コミュニティFM、ケーブルテレビ等)

⑥通信機器の点検

衛星携帯電話など地域で保有する通信機器については、災害時に適切に使えるよう日頃から通信機器を点検するとともに、複数の住民が操作できるよう、市町村等の協力を得ながら、防災訓練等に合わせて定期的に操作研修を実施する。

(2) 救助救急体制の確認

孤立時に、地域内で負傷者や急病者が発生した場合、救急車による病院への搬送など早急な対応は不可能となる。よって、救急車による搬送が出来ない場合の対応について、自治会等を中心に、市町村とともにあらかじめ検討し、決定しておくことが必要である。

①地域内の医師、看護師等の有資格者を把握

(医師、看護師、准看護師、保健師、栄養士、介護士、介護ヘルパー等)

②住民自らが行える応急措置を確認

地域に医師等がない場合でも、住民だけで対応できる応急措置(心肺蘇生、止血等)を確認し、市町村と連携し、定期的に研修を受講する。

③医薬品の備蓄・供給体制の整備

特に高齢者の多い地域などでは、長期間孤立状態が続いた場合、日常的に服用している医薬品の不足が懸念されることから、災害時に必要となる医薬品をあらかじめリストアップし、市町村とともに備蓄・供給体制について整備する。

④避難行動要支援者の把握

地域内の高齢者等避難行動要支援者を把握し、市町村及び避難支援等関係者とともに要支援者の避難等に係る支援方法を決めておく。

(3) 孤立に備えた地域づくり

様々な災害を想定し地域において事前対策を進めていても、災害発生時に地域の孤立を完全に防ぐことは困難である。そのため、地域が数日間孤立した場合でも、地域内で生活を送ることができるよう自治会等を中心に必要な準備をしておくことが必要である。

①飲料水、食料、生活用品等の備蓄

地域が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、個人での備蓄(1週間分程度)を充実させていくとともに(自助)、市町村とともに地域単位での備蓄量を把握しておく。

②孤立を想定した訓練の実施

孤立時に、住民の安否確認や負傷者等の救助、住民避難など応急対策が迅速に行えるよう、孤立を想定した訓練を市町村とともに計画的に実施する。地域単独での訓練が難しい場合は、複数地域の合同訓練などの実施を検討する。

③消防団や自主防災組織との連携

地域の消防団や自主防災組織は地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たしており、地域が孤立状態となった際も、重要な役割を果たすことが期待されるため、地域内外の消防団員の状況、消防団が保有する通信機器や防災資機材、近隣の自主防災組織の活動状況等を把握し、消防団や自主防災組織との協力関係等について、確認しておく。

Ⅲ 孤立地域が発生した場合の 応急対策

○応急対策・フローチャート

(※各対策は状況に応じて、同時に対応又は順番が前後することもある)

県	市 町 村	地域（自治会等）
孤立状態発生		
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村との状況連絡 ←→ （市町村→支部→本部） ・孤立状態の確認 ・孤立予想地域台帳の確認 ・迂回路の有無等確認 ・関係機関からの情報収集 ・被害の全体像の把握 （必要があれば） ○関係機関への応援要請 ← ↓ ○傷病者等の救出救助実施 ○県管理道路の状況確認 ○道路啓開の実施 ← （県管理道路） （必要があれば） ○関係機関への要請 ← ↓ ○生活物資等の搬送 （必要があれば） ○関係機関への応援要請 ← ↓ ○地域外への住民搬送実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立状態の確認 ・アクセス道路等の被災状況 ・迂回路の有無等確認 ・孤立予想地域台帳の確認 ↓ ○地域代表者との通信連絡 ←→ ・傷病者、住民の安否など （通信連絡が出来ない場合） ・ヘリ等の要請、徒歩を検討 ○傷病者等の救出救助実施 ○県（支部）への状況報告 （必要があれば） ○傷病者等救出救助要請 ← ○道路管理者（国、県）への 道路啓開等の要請 ○道路啓開の実施（市町村道） （必要があれば） ○生活物資等の搬送要請 ← ○事業者へのライフライン 確保要請及び復旧 ↓ ○生活物資等の搬送 ○二次災害予防対策の実施 （必要があれば） ○地域外への住民避難指示 → ○住民搬送応援要請 ↓ ○地域外への住民搬送実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の安否確認 ○避難誘導 ○傷病者の救助・応急手当 ○被害状況の把握 ↓ ○市町村への報告 ・傷病者、住民の安否 ・食料、ライフラインの 状況等 （必要があれば） ○傷病者等の救出救助要請 ← ○生活物資等の搬送要請 ← ○ライフライン確保要請 ↓ ○生活物資等の受領 （必要があれば） ○地域外への住民避難準備 ↓ ○地域外への住民避難
○市町村との定期的な連絡 ←→	○県、地域との定期的な連絡 ←→	○市町村との定期的な連絡 ←→

1 県が行う応急対策

(1) 孤立状態の確認【危機管理部】

災害により孤立地域が発生した場合、当該地域の状況を確認・把握した上で、応急対策を立案する必要があるため、孤立地域発生情報を得た場合、市町村及び関係機関、庁内各部等の情報を集約し、最優先で孤立状態の確認を行うとともに、被害の全体像の把握に努める。

①市町村等との状況連絡

市町村及び関係機関からの情報提供を受け、孤立地域の発生を確認した際は、市町村等から下記情報等を聴取し、出来る限り詳細を把握し、対応を検討する（孤立地域状況連絡票（様式第2号）を使用）。

- ・ 孤立地域の位置（座標、図面等の任意様式可）
- ・ 孤立状態の発生原因
- ・ 地域との連絡手段
- ・ 住民の安否情報
- ・ 傷病者数とその状態
- ・ 要救助者数
- ・ 住居等の被害状況（物的被害）
- ・ 住民避難の状況
- ・ 避難行動要支援者の状況
- ・ ライフライン（電気、ガス、水道（水道水又は井戸水）、電話）の状況
- ・ 道路名及び復旧目途
- ・ 自家発電機等非常用電源の有無
- ・ 水、食料、生活物資の状況
- ・ 緊急必要物資の要請の有無
- ・ 外部への交通手段（徒歩による通行の可否等）
- ・ 主な対応状況（物資搬入、衛星電話の貸与、スターリンクの設置等）
- ・ 二次被害のおそれ

②孤立予想地域台帳の確認

孤立した地域が孤立予想地域に該当する場合は、孤立予想地域台帳を基に、特に以下の項目を確認する。

- ・ 避難施設
- ・ ヘリコプターの駐機スペース、航空燃料備蓄箇所（備蓄量）
- ・ 水、食料、生活物資等の備蓄量
- ・ 情報通信手段

③迂回路の有無等の確認

市町村及び道路管理者から、孤立地域へのアクセス道路の被災状況等を確認するとともに、迂回路の通行可否を確認する。

徒歩等であれば、往来可能な場合もあることから、車以外の往来可否についても確認し、対応を検討する。

④地域と通信連絡が出来ない場合の対応

電話等の不通により、地域との通信連絡が出来ず、地域の詳細な状況確認が必要な場合は、市町村へ徒歩等による地域へのアクセスの検討を依頼する。また、必要に応じて、県防災ヘリコプターの運航及び小型無人機（ドローン）等を活用し、上空から地域の状況を確認し、対応を検討する。

（２）傷病者等の救出救助等の実施【危機管理部、健康福祉部】

地域内に救出救助等が必要な負傷者・急病者等が発生している場合は、まず市町村消防、警察等が救助等にあたることになるが、市町村消防等だけでは対応が難しい場合は、必要に応じて県や他の関係機関への応援要請に係る連絡調整等を行う。

①救助用ヘリコプターの運航

陸路によるアクセスが困難な場合など、市町村消防等だけでは傷病者の救出救助が困難で、市町村又は消防本部から救助用ヘリコプターの運航を要請された場合、県防災航空センターは関係機関等と連携、運航調整を実施の上、対応する。

②自衛隊の災害派遣要請

市町村や県、消防、警察だけでは傷病者の救出救助が困難で、市町村から自衛隊の災害派遣要請の求めがあった場合、又は県において必要と判断した場合、県から自衛隊に災害派遣要請を行う。

③緊急消防援助隊の応援要請

市町村消防及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれず、市町村から県に緊急消防援助隊の応援が必要である旨連絡があった場合、県から消防庁に対して同隊の応援を要請する。

④ドクターヘリの運航

消防本部等からドクターヘリを要請された場合、ドクターヘリ基地病院は関係機関等と連携、運航調整を実施の上、対応する。

（３）道路啓開等の実施【危機管理部・県土整備部・農政部・林政部】

孤立状態の早期解消を図るため、孤立地域へのアクセス道路が県管理道路にあたる場合は、道路管理部署に早急な道路啓開等の要請及び孤立解消の見通しの確認等を行う。道路管理部署においては、災害時応援協定を締結する各種団体や国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等の協力を得て、道路啓開等を実施する。

また、農道、林道で迂回路となり得る道路が無いか、関係部署に確認等を行う。

(4) 生活物資等の搬送【危機管理部・商工労働部】

地域からの連絡により生活物資等（水、食料、生活用品等）の搬送要請があり、当該市町村だけでは対応が難しい場合、必要に応じて物資等の提供及び搬送に伴う調整を行う。

①物資等の提供

当該市町村の備蓄量等だけでは不足する場合は、県や県内各市町村への応援要請が来るため、必要に応じて県の備蓄等を提供するほか、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内各市町村との応援調整を行う。

②物資等の搬送

道路状況等により車両でのアクセスが困難な場合等、必要に応じて、県防災ヘリコプターによる対応又は関係機関（自衛隊等）へ搬送要請を行う。

(5) ライフラインの確保要請【危機管理部】

地域の生活の生命線である電気、ガス、電話等のライフラインが被災した場合、一義的には市町村から各管理事業者等へ復旧作業を依頼することになるが、大規模な停電、不通等が発生した場合は、県からも各管理事業者等に早期の復旧作業等を要請し、復旧見込みを確認して対応を検討する。

(6) 地域外への広域住民避難【危機管理部】

地域内に二次災害の危険が迫り、地域内避難所への避難では危険な場合や孤立状態の長期化が予想され、地域外への広域住民避難が必要となり、当該市町村のみでは対応が難しい場合、住民の搬送等に伴う調整を行う。

①住民の搬送

道路状況等により車両でのアクセスが困難な場合等、市町村だけでは住民避難が困難で、当該市町村から応援要請が来た場合、県防災ヘリコプターによる対応又は関係機関（消防、警察、自衛隊等）へ搬送を要請する。

(7) 市町村との定期的な連絡【危機管理部】

応急対応が落ち着いても、孤立状態が続いている間は、市町村と定期的に連絡を行い、住民の健康状態やライフラインの状況、生活物資等の状況について把握を行い、必要に応じて、随時、必要物資の支援などを行う。

2 市町村が行う応急対策

(1) 孤立状態の確認

災害により孤立地域が発生した場合、当該地域の状況を確認・把握した上で、応急対策を立案する必要があるため、孤立地域発生の情報を得た場合、最優先で孤立状態の確認を行う。

①アクセス道路等の被災状況、迂回路の有無等の確認

道路管理者から、孤立地域へのアクセス道路の被災状況等を確認するとともに、迂回路の通行可否を確認する。徒歩等であれば、往来可能な場合もあることから、車以外の往来可否についても確認し、対応を検討する。

②孤立予想地域台帳の確認

孤立した地域が孤立予想地域に該当する場合は、孤立予想地域台帳を基に、特に以下の項目を確認する。

- ・避難施設
- ・ヘリコプターの駐機スペース
- ・水、食料、生活物資等の備蓄量
- ・情報通信手段

(2) 地域代表者との通信連絡

市町村は、地域住民の安否確認や傷病者等の状況、被害情報の収集のため、地域代表者と通信連絡を行い、孤立状態の詳細把握に努める。

①地域代表者との状況連絡

地域代表者から下記情報等を聴取し、孤立状態の詳細について、出来る限り把握する（孤立地域状況連絡票（様式第2号）を使用）。

- ・孤立地域の位置（座標、図面等の任意様式可）
- ・孤立状態の発生原因
- ・地域との連絡手段
- ・住民の安否情報
- ・傷病者数とその状態
- ・要救助者数
- ・住居等の被害状況（物的被害）
- ・住民避難の状況
- ・避難行動要支援者の状況
- ・ライフライン（電気、ガス、水道（水道水又は井戸水）、電話）の状況
- ・道路名及び復旧目途
- ・自家発電機等非常用電源の有無
- ・水、食料、生活物資の状況
- ・緊急必要物資の要請の有無
- ・外部への交通手段（徒歩による通行の可否等）

- ・主な対応状況（物資搬入、衛星電話の貸与、スターリンクの設置等）
- ・二次被害のおそれ

②地域と通信連絡が出来ない場合の対応

固定電話や携帯電話が不通の場合は、事前対策で定めた代替手段や連絡方法により連絡する。また、地域との通信連絡が出来ず、地域の詳細な状況確認が必要な場合は、徒歩等による地域へのアクセスを検討する。また、必要に応じて、関係機関へヘリコプター等の運航や小型無人機（ドローン）等の飛行を要請し、上空から地域の状況を確認する。

（３）傷病者等の救出救助の実施

地域内に救出救助が必要な負傷者・急病者等が発生している場合は、まず市町村消防、警察等が救助にあたることになるが、市町村消防等だけでは対応が難しい場合は、必要に応じて県や他の関係機関へ応援要請を行う。

①市町村消防等による迅速な救助

道路状況や地域の被災状況を確認し、地元消防団等と協力しながら、二次災害に注意の上、迅速な救助活動を行う。また、当該地域の市町村消防等だけでは救助が困難な場合は、県内他地域の市町村消防等に応援要請を行う。

②救助用ヘリコプターの運航要請

陸路によるアクセスが困難な場合など、市町村消防等だけでは傷病者の救出救助が困難な場合、県に救助用ヘリコプターの運航を要請する。

③自衛隊の災害派遣要請

市町村や県、消防、警察だけでは傷病者の救出救助が困難な場合、県に自衛隊の災害派遣要請を求める。

④緊急消防援助隊の応援要請

県及び市町村消防等のみでは十分な対応がとれない場合、県に対し緊急消防援助隊の応援が必要である旨連絡する。

（４）県（支部）への状況報告

地域代表者等からの情報収集等により、孤立地域の状況について把握次第、随時、情報を取りまとめ、県（支部）へ報告する。

①県（支部）との状況連絡

地域代表者等からの情報収集等により把握した下記情報等について、県（支部）へ報告する（孤立地域状況連絡票（様式第2号）を使用）。

- ・孤立地域の位置（座標、図面等の任意様式可）
- ・孤立状態の発生原因
- ・地域との連絡手段
- ・住民の安否情報
- ・傷病者数とその状態
- ・要救助者数

- ・住居等の被害状況（物的被害）
- ・住民避難の状況
- ・避難行動要支援者の状況
- ・ライフライン（電気、ガス、水道（水道水又は井戸水）、電話）の状況
- ・道路名及び復旧目途
- ・自家発電機等非常用電源の有無
- ・水、食料、生活物資の状況
- ・緊急必要物資の要請の有無
- ・外部への交通手段（徒歩による通行の可否等）
- ・主な対応状況（物資搬入、衛星電話の貸与、スターリンクの設置等）
- ・二次被害のおそれ

（５）道路啓開等の実施

孤立状態の早期解消を図るため、孤立地域へのアクセス道路が国・県管理道路にあたる場合は、国・県に早急な道路啓開等の要請及び孤立解消の見通しの確認等を行う。また、孤立地域へのアクセス道路が市町村道にあたる場合は、当該市町村の道路管理部署において、地元建設業者や国土交通省のTEC-FORCE等の協力を得て、道路啓開等を実施する。合わせて、農道、林道で迂回路となり得る道路が無いのか、関係部署に確認等を行う。

（６）生活物資等の搬送

地域からの連絡により生活物資等（水、食料、生活用品等）の搬送要請があった場合、市町村は備蓄物資等の搬送を行う。また、当該市町村だけでは対応が難しい場合、必要に応じて県等へ応援要請を行う。

①備蓄物資等の搬送

地域から要請があった必要量の備蓄物資を搬送する。

道路状況等により陸路でのアクセスが困難な場合等、必要に応じて、県又は関係機関（自衛隊等）へ搬送要請を行う。

②物資等の提供

当該市町村の備蓄量等だけでは不足する場合は、協定締結機関からの調達や「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び県内他市町村への応援要請を行う。

（７）ライフラインの確保要請及び復旧

地域の生活の生命線である電気、ガス、電話等のライフラインが被災した場合は、各管理会社に連絡の上、速やかな復旧を依頼する。また、水道については、当該市町村の担当部署等において速やかな復旧作業を行う。

なお、復旧見通しを確認できた場合は、地域へ伝達する。

(8) 二次災害予防対策の実施

地域内に更なる二次災害の危険性がある場合、国、県等、公共土木施設の管理者と連絡を取りながら、その発生防止に努め、必要に応じて応急措置を要請する（国土交通省のTEC-FORCEの派遣依頼等）。

①公共施設管理者との連絡

二次災害の危険性を察知した場合、国、県等公共土木施設の管理者に連絡を取り、対策を講じるよう依頼する。

②応急措置の要請

二次災害発生の危険性が高まってきた場合は、各管理者へ応急措置を要請する。

(9) 地域外への広域住民避難

地域内に二次災害の危険が迫り、地域内避難所への避難では危険な場合や孤立状態の長期化が予想され、地域外への広域住民避難が必要になった場合は、住民への避難情報を発令するとともに、避難に向けた準備等を行う。また、当該市町村のみでは住民搬送等の対応が難しい場合、県及び関係機関等に応援要請を行う。

①避難情報の発令

河川水位や土砂災害危険度等の数値を把握し、二次災害の危険が迫り、地域内避難所への避難では危険な場合は、各市町村で定めた発令基準に従って、避難情報の発令を行う。

避難情報の発令にあたっては、防災行政無線等の活用に加え、地域代表者等を通して、全戸に伝えるなど、迅速かつ確実に伝達する。

②避難行動要支援者の消防、警察等への情報提供

迅速かつ確実な避難のため、避難行動要支援者名簿を消防、警察等避難支援等関係者に提供する。

③地域外避難所との調整・受入準備

地域外避難所の利用について、調整を行い、避難者受入の準備を行う。

④避難方法の調整

地域外避難所への避難に際して、自衛隊や緊急消防援助隊の活用なども想定し、迅速かつ確実な方法について、県や関係機関と協議・調整の上、進める。

⑤住民の搬送

道路状況等により陸路でのアクセスが困難な場合等、市町村だけでは住民避難が困難な場合は、県又は関係機関（自衛隊等）へ搬送要請を行う。

(10) 県、地域との定期的な連絡

応急対応が落ち着いても、孤立状態が続いている間は、地域と定期的に連絡を行い、住民の健康状態やライフラインの状況、生活物資等の状況について把握を行い、必要に応じて、随時、必要物資の支援などを行う。

また、当該地域の状況について、県にも定期的に報告を行う。

3 地域（自治会等）が行う応急対策

（1）住民の安否確認、避難誘導

災害が発生して地域が孤立したおそれがある場合、市町村に十分な情報が集まらず、孤立状態の発生を把握していないこともあることから、地域においては、自治会等を中心に、市町村からの連絡を待たずに地域住民の安否確認を行う。

また、土砂災害等の発生に備え、自主的に住民を安全な場所に避難誘導するなど自治会等を中心に安全対策を図る。

①住民の安否確認

事前対策で定めた方法で、地域代表者が中心となって、住民の安否や健康状態などの情報を収集する。

②住民の自主避難

災害発生時においては、市町村には地域の状況が即時に伝わらないことが多いため、地域においては、市町村の避難情報に基づいて避難するだけでなく、雨量や河川の水位などから災害発生の予兆を発見した場合は、自主的に判断し、避難するとともに、できるだけ早期に市町村に連絡する。

③避難所への誘導

避難する際は、避難経路に危険がないか確認するほか、災害の種類に応じた避難方法を選択し、安全に避難する。また、地域内の高齢者等避難行動要支援者の避難に留意する。

（2）傷病者等の救助・応急手当、救助要請

地域が孤立すると、住民の救助が必要な場合や負傷者・急病者等が発生した場合であっても、消防機関や医療機関による早期の対応が困難となることから、地域の住民が協力し、可能な範囲で被災者の救助や傷病者等の応急手当などを行う。

また、地域内で対応できない要救助者や傷病者等が発生した場合は、速やかに消防、警察に救助要請等を行う。

①被災者の救助

被災者の救助の際には、危険を伴う作業も想定されることから、二次災害に注意する。

②傷病者等の応急手当

負傷者、急病者等が発生した場合は、地域内に医療関係者や看護師等の医療関係有資格所有者がいれば、その助言を基に対応する。

医療関係者がいない場合であっても、可能な範囲で応急手当を行い、速やかにその状況を市町村に報告する。

③傷病者等の救出救助要請

地域内で対応できない要救助者や傷病者等が発生した場合は、速やかに消防、警察に救出救助要請を行う。

(3) 被害情報の把握、市町村への報告

災害の被害が広範囲に及んだ場合、市町村では管内の孤立の可能性のある地域に対する情報収集に時間がかかることが想定されるため、地域は市町村からの連絡や支援を待つだけでなく、市町村に対して随時、被害状況等を伝える。

①市町村への報告

地域における下記情報を整理・把握するとともに、地域代表者から市町村へ下記情報を報告する（孤立地域状況連絡票（様式第2号）を使用。）。

なお、全住民の安否が確認され、被害が無い場合でも市町村に状況を報告する。

- ・ 孤立地域の位置（座標、図面等の任意様式可）
- ・ 孤立状態の発生原因
- ・ 地域との連絡手段
- ・ 住民の安否情報
- ・ 傷病者数とその状態
- ・ 要救助者数
- ・ 住居等の被害状況（物的被害）
- ・ 住民避難の状況
- ・ 避難行動要支援者の状況
- ・ ライフライン（電気、ガス、水道（水道水又は井戸水）、電話）の状況
- ・ 道路名及び復旧目途
- ・ 自家発電機等非常用電源の有無
- ・ 水、食料、生活物資の状況
- ・ 緊急必要物資の要請の有無
- ・ 外部への交通手段（徒歩による通行の可否等）
- ・ 主な対応状況（物資搬入、衛星電話の貸与、スターリンクの設置等）
- ・ 二次被害のおそれ

②通信手段の確認

固定電話や携帯電話が不通の場合は、事前対策で定めた代替手段や連絡方法により報告する。

(4) 生活物資等の確保、要請、調達

地域が孤立した際には、地域及び各家庭での備蓄物資の把握により、生活物資等に不足が生じないかを再確認し、不足が生じる場合は、地域代表者から市町村に対し、必要物資の搬送を要請する。

①地域内での備蓄物資の再確認

- ・ 地域で所有している備蓄物資を再確認する。
- ・ 地域での備蓄に加え、各家庭での備蓄も把握する。

②物資不足数量の再確認

把握した地域内の備蓄物資の量から、生活に不足する物資がないかを再確認する。

③必要物資の要請

市町村に対して、必要物資の搬送を要請する。

(5) ライフラインの確保要請

地域の生活の生命線である電気、ガス、水道、電話等のライフラインが被災した場合は、地域代表者から市町村に連絡の上、速やかな復旧を依頼する。

(6) 地域外への広域住民避難

地域内に二次災害の危険が迫り、地域内避難所への避難では危険な場合や孤立状態の長期化が予想され、地域外への広域住民避難が必要になった場合は、市町村の指示に基づき、一体となって対応する。

①地域外避難所の利用協議

地域外避難所の利用について、市町村と協議する。

②避難方法の調整

地域外避難所への避難に際して、迅速かつ確実な方法について、市町村と協議・調整の上、進める。

③住民誘導及び避難

市町村の指示に従い、安全を確認しながら、自治会等を中心に地域外避難所へ避難・誘導する。また、高齢者等避難行動要支援者の避難を優先する。

(7) 市町村との定期的な連絡

応急対応が落ち着いても、孤立状態が続いている間は、市町村と定期的に連絡を行い、住民の健康状態やライフラインの状況、生活物資等の状況について地域代表者から報告を行い、必要に応じて、随時、必要物資の要請などを市町村に行う。